

## 公立大学法人青森公立大学経営審議会委員の報酬等に関する規程

平成21年7月24日

規程第139号

改正 平成25年 3月規程第 37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款第19条第2項に規定する経営審議会委員である者のうち、同項第5号に掲げるもの（以下「学外の経営審議会委員」という。）に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 学外の経営審議会委員が法人の職務として勤務したときは、当該学外の経営審議会委員に対し、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額25,000円とする。

3 前2項の報酬は、勤務日数に応じ、当該月分を翌月の21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

(旅費)

第3条 学外の経営審議会委員が法人の職務として旅行するときは、当該学外の経営審議会委員に対し、旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給については、公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号）の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月24日から施行する。

附 則（平成25年規程第37号）

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。